

学校運営協議会事業 (コミュニティ・スクール) 『ふるさとのつながりによる豊かな学び』 ～横のつながりとして～

資料9

背景

- 地域社会や家庭の機能に期待がかけられている。
- 教育課程編成と教育活動において地域資源の活用や家庭の協力が重視されている。
- 学校が学校外の諸機関との連携が迫られている。
- 学校の創意工夫を図るため、地域社会や家庭の意見を反映した学校経営が求められている。
- 生涯学習の観点から学校を地域の教育機関に位置づけられる要請がある。
- 学校が地域社会の活性化に指導性を発揮することが求められている。

地域との連携を進める活動の状況

- 地域の方が学校を応援する活動
(学校支援地域本部事業等 全7中学校区で活用)
⇒学校支援の活動が進んできたが、学校間で温度差がある。
- 地域、団体等による学習支援活動(出前授業等)
⇒学校から依頼するかたちが多い。
(環境整備)
- 7中学校区に1学校 学校支援の拠点を整備

地域に関する子どもの意識の状況

- ※河内長野市と全国の比較
(H21. 全国学力学習状況調査結果 対象: 小中学生)
- 近所の人に会ったときは、あいさつしますか
・はいと回答 全国57.0% 市51.1% 約5ポイント低い
 - 今住んでいる地域の行事に参加していますか
・はいと回答 全国12.6% 市8.9% 約6ポイント低い
 - 今住んでいる地域の歴史や自然について関心がありますか
・あると回答 全国12.3% 市9.4% 約3ポイント低い
- ⇒地域とのつながりや地域への愛着が全国と比較して低い。

方向性

- 「地域とともにある学校」をめざす。
- 学校単位で、家庭・地域がより積極的に学校運営に参画するしくみづくりにより、学校理解者を拡大していく。
 - 学校の教育課題に地域の意見を反映し、学校支援の拡大を図っていく。
 - 家庭、地域がそれぞれの責任や役割が自覚され、学校との「連携」から「協働」に発展させていく。

国の法律

教育基本法 第13条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力
地教行法 第47条5 学校運営協議会

目的

未来を担う社会の宝物である子どもたちの健やかな成長のために、「こどもだいじ」の理念を醸成するとともに、家庭、地域社会がそれぞれの教育力をたかめ、お互いの「つながり」を大切にしていく必要がある。
河内長野市においては、各学校区において、地域住民が学校運営や子どもの教育活動に参画する制度を構築し、地域の教育資源を生かすなど、創意工夫を凝らした豊かな教育活動を展開する。

平成24年度より全小学校で実施

学校運営協議会の設置

河内長野市教育委員会規則
学校運営協議会

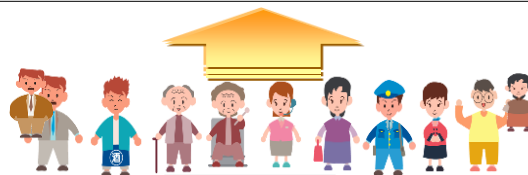
役割

- 教育課程の基本的なことについて承認する。
- 学校運営や子どもの教育活動について意見を述べるができる。
- 職員のことについて意見を述べるができる。

委員の構成

教育委員会の委嘱(校長の推薦)

児童又は生徒の保護者、地域の住民、校長、教職員、学識等 (上限 15名)



地域住民・保護

会議(年6回)のながれ

- 学校や子どもの課題を共有
- 課題に対する建設的な方策等について協議
- 具体の取組みを提案
- 学校教員だけで実現不可能な取組みは、地域住民等の参画を得る。

※個人情報保護の観点から、子どもの個別のケース等については、取り扱わないこととする。

学校教育を豊かにする取組み

学校運営協議会における建設的な意見を学校運営、学校の教育活動に反映。
地域住民等の参画で実現できる教育活動を展開。

〔例〕

授業における教員の補助、自然体験学習、物づくり体験、遠足の引率支援、ふれあい活動、昔遊び体験、防犯教育、学校施設整備活動、花壇の整備、芝生の維持、トイレ掃除、金剛山登山の引率支援、見守り活動、放課後学習等の充実

地域住民の参画を得て実現



今後の方向性

たてのつながり、よこのつながりの拡充

- 小中一貫教育と連動させながら、中学校区においても地域総ぐるみで子どもを守り育てていく取組みを推進する。